

随意契約（相手方指定）調書

件名	保育園給食調理業務委託（原保育園）	№5200325
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和6年4月1日	
契約金額	23,017,401円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社藤給食センター (法人番号：9010601007855)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	保育園給食調理業務委託（原保育園）
指定業者 (案)	名 称 株式会社藤給食センター 所在地 東京都荒川区町屋1丁目27番3号 代表者 代表取締役 小川 祐司
指定理由	本件は、区立保育園の園児向け給食の調理業務委託である。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件は、令和5年度から3年間の長期継続契約を締結していたが、現行業者と次年度の契約金額についての協議が整わなかったことから、今年度末をもって契約解除を行う。そのため、4月当初から給食提供を行わなければならないため、早急に業者を選定する必要がある。 ② 主管課において、令和5年度に実施したプロポーザル参加業者、区の給食調理業務の受託業者及び下記の要件を満たす業者に受託可否を確認したところ、上記業者のみから受託可能との回答を得られた。 ③ 上記業者は、学校給食の受託実績を有しているが、保育園給食の受託実績はないため、保育課の栄養士と保健所とで連携して履行確認を行うなど、安心安全な給食が提供できるよう体制を整えていくことから、迅速かつ確実な履行が期待できる。 【要件】 ・東京都内に本社または支社もしくは事業所を有すること ・東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて営業種目「学校給食」の等級がAランクであること 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの） ○本件は、地方自治法施行令第167条の17に基づく長期継続契約とする。